

# 登記忘れていませんか？

登記は、権利に関する一定の事項を公簿に記載しこれを社会一般に公示することであり、取引関係に入る第三者に対して権利又は法律関係の内容を明らかにし不足の損害を被ることのないように取引の安全を目的としています。

定款変更のうち法に規定する登記事項については、行政庁からの認可書到達の日から2週間以内(従たる事務所の所在地については3週間以内)に、山形地方法務局で登記申請をしなければなりません。登記を怠りますと、登記懈怠となり過料が科せられます。

なお、法務局への変更登記の書式は、中央会ホームページよりダウンロードできるようになっております。

<http://www.chuokai-yamagata.or.jp/>

※パスワードは、会員限定となっておりますので、ご不明な場合は、本会にお問い合わせ下さい

法に規定する登記事項

## 1. 代表理事変更

総会で役員を選挙があった場合、役員の就任承諾後2週間以内に、山形地方法務局で役員の変更登記申請をしなければならない。また、代表理事が再選された場合にも登記申請をしなければなりません。また、改印届は申請書と同時に提出して下さい。(重任の場合は必要なし)

## 2. 名称、地区、公告の方法の変更

## 3. 事務所移転

## 4. 事業の変更

## 5. 出資の総口数及び払込済出資総額の変更

決算において出資口数、出資金額が変わった場合は登記手続きが必要です。

## 6. 出資1口の金額の変更

登記申請及び  
お問合せ先

〒990-0041 山形市緑町1-5-48

山形地方法務局登記部門 TEL.023-625-1619

オンライン申請につきましては、<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>

## 第64回中小企業団体全国大会ご案内

今年は、「組合 絆 ルネサンス日本は一つ」をスローガンに組合等の役割を内外に再評価し連携を通じた中小企業の発展、豊かな社会の実現を図ることを目的に開催します。

組合等の役職員及び組合員企業の皆様のご参加をお待ちしております。

日時：平成24年10月25日(木) 午後2時10分より4時40分

【併催】 ※特別企画※ 泉谷しげるトークライブ

～被災地復興へ魂を込めて～ (午後1時～2時)

【併催】 宮崎県感謝のゆうべ (午後5時10分～6時40分)

場所：フェニックス・シーガイア・リゾート  
「シーガイアコンベンションセンター」  
宮崎県宮崎市山崎町浜山

参加料：5,000円(参加料は中央会で負担します。)